

地域福祉計画の概要について

1 計画策定の趣旨 (計画…P1)

「地域福祉」は、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、地域にかかわるすべての皆さんが主役となって進めていく地域づくりの取組みをいいます。

市民一人ひとりが自分らしく、いきいきと安心して暮らしていくことを目指して、お互いを認め合い、支え合いながら、共に生きていく地域社会をつくるために「地域福祉計画」を策定しています。

(1) 法律的視点

社会福祉法の第3条（福祉サービスの基本的理念）、第4条（地域福祉の推進）、第107条（市町村地域福祉計画）を根拠として策定されています。

(2) 東御市地域福祉計画

- ・第1次東御市地域福祉計画（平成19年度から23年度） 平成19年3月策定
- ・第2次東御市地域福祉計画（平成24年度から28年度） 平成24年3月策定
- ・第3次東御市地域福祉計画（平成29年度から31年度） 平成29年3月策定
- ・第4次東御市地域福祉計画（令和2年度から6年度） 令和2年3月策定

2 東御市の他計画との位置づけ (計画…P3)

(1) 東御市総合計画との関係

総合計画では「人と自然が織りなすしあわせ交流都市 とうみ」を将来都市像に掲げ、誰もが安心して生き生きと、未来に希望をもって暮らす「まちづくり」を目指すこととしています。

東御市地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づく計画であり、総合計画を上位計画としているため、総合計画の基本目標である『共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち』、『子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち』を踏襲しています。

(2) 他の福祉計画との関係

- 東御市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（R3～R5）
- 第4次東御市障がい者計画（R3～R8）
- 第6期東御市障がい福祉計画・第2期東御市障がい児福祉計画（R3～R5）
- 第2期東御市子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）

○第2次東御市健康づくり計画（健康とうみ21）（後期R2～R6）

○東御市自殺対策計画（R2～R6）

○第4期地域福祉活動計画（計画主体：東御市社会福祉協議会）（H31～R5）

※他の福祉に関する計画は、地域福祉計画と一部重複する箇所もありますが、基本的にはこれらの計画を内包し、連携しています。具体的な数値目標や施策については、それぞれの計画に盛り込まれています。

3 計画の期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。